

新旧対照表

○神奈川県海水浴場等に関する条例施行規則

新	旧
<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第7条 条例第16条第2項の規定による届出は、プールの設置許可承継届（第6号様式）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えてプールの設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 相続による承継の場合 戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可に基づく地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p> <p>(2) 合併による承継の場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書</p> <p>(3) 分割による承継の場合 当該プールを承継した法人の登記事項証明書及び当該プールを承継したことを証明する書類</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 海水浴場及びその他の遊泳場の施設基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 海水浴場又はその他の遊泳場の面積及び1日のうち利用者が最も多く見込まれるときの利用者の見込数（以下「最大利用者見込数」という。）に応じて、管理事務所、救護所、案内所、監視所、監視船等の施設が適切に設置され、適切な数の放送設備及びシャワー設備が設けられていること。</p> <p>(5) <u>人工そ生器、救命浮き輪</u>、救命ボート、ロープその他適切な救命器具が備えられていること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 最大利用者見込数に応じた適切な数のごみ容器が設置されていること。</p> <p>(8) ボート等の専用出入区域を設置する場合は、当該区域を明確に識別できる設備が<u>設けられ</u>ていること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>2 プールの施設基準</p>	<p>(地位の承継の届出)</p> <p>第7条 条例第16条第2項の規定による届出は、プールの設置許可承継届（第6号様式）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えてプールの設置場所を管轄する保健福祉事務所長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 相続による承継の場合 <u>許可書</u>、戸籍謄本及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可に基づく地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p> <p>(2) 合併による承継の場合 <u>許可書及び</u>合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書</p> <p>(3) 分割による承継の場合 <u>許可書</u>、当該プールを承継した法人の登記事項証明書及び当該プールを承継したことを証明する書類</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>1 海水浴場及びその他の遊泳場の施設基準</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 海水浴場又はその他の遊泳場の面積及び1日のうち利用者が最も多く見込まれるときの利用者の見込数（以下「最大利用者見込数」という。）に応じて、管理事務所、救護所、案内所、監視所、監視船等の施設が適切に設置され、適切な数の放送設備、<u>シャワー設備、人工そ生器等の設備</u>が設けられていること。</p> <p>(5) <u>救命浮き輪</u>、救命ボート、ロープその他適切な救命器具が備えられていること。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 最大利用者見込数に応じた適切な数のごみ容器<u>等</u>が設置されていること。</p> <p>(8) ボート等の専用出入区域を設置する場合は、当該区域を明確に識別できる設備が<u>され</u>ていること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>2 プールの施設基準</p>

新	旧
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 附帯施設等の基準 ア～エ (略)</p> <p>オ シャワー設備が、更衣室及び便所から貯水槽に至る途中等水泳しようとする者が効果的に身体を洗浄できる適正な位置に設けられ、その設備が排水の容易な構造であり、その設備からの排水が貯水槽内の水として再利用できない構造であること。</p> <p>カ～セ (略)</p> <p>3 更衣休憩所の施設基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次の要件を満たすシャワー設備が設けられていること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4) 最大利用者見込数に応じた適切な数のごみ容器が設置されていること。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <p>1 海水浴場及びその他の遊泳場の管理運営の基準</p> <p>(1) 掲示板に表示する利用者の遵守事項は次に掲げるとおりとし、当該事項について利用者に対する周知徹底のための措置を採ること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 瓶、缶その他汚物をごみ容器以外の所に捨てないこと。</p> <p>ウ～サ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>2 プールの管理運営の基準</p> <p>(1) 管理運営の一般的基準</p> <p>ア 掲示板に表示する利用者の遵守事項は次のとおりとし、当該事項について利用者に対する周知徹底のための措置を採ること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 貯水槽に入る前には、シャワーでよく身体を洗うこと。</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>イ～オ (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 附帯施設等の基準 ア～エ (略)</p> <p>オ シャワー設備等の洗浄設備が、更衣室及び便所から貯水槽に至る途中等水泳しようとする者が効果的に身体を洗浄できる適正な位置に設けられ、その設備が排水の容易な構造であり、その設備からの排水が貯水槽内の水として再利用できない構造であること。</p> <p>カ～セ (略)</p> <p>3 更衣休憩所の施設基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次の要件を満たすシャワー設備その他適切な身体<small>の</small>洗浄設備が設けられていること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4) 最大利用者見込数に応じた適切な数のごみ容器等が設置されていること。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>別表第2 (第5条関係)</p> <p>1 海水浴場及びその他の遊泳場の管理運営の基準</p> <p>(1) 掲示板に表示する利用者の遵守事項は次に掲げるとおりとし、当該事項について利用者に対する周知徹底のための措置を採ること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 瓶、缶その他汚物をごみ容器等以外の所に捨てないこと。</p> <p>ウ～サ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>2 プールの管理運営の基準</p> <p>(1) 管理運営の一般的基準</p> <p>ア 掲示板に表示する利用者の遵守事項は次のとおりとし、当該事項について利用者に対する周知徹底のための措置を採ること。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 貯水槽に入る前には、シャワー等<small>で</small>よく身体を洗うこと。</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>イ～オ (略)</p>

新	旧
(2)・(3) (略) 3 (略)	(2)・(3) (略) 3 (略)

新										旧													
第1号様式(表)・(裏) (略)										第1号様式(表)・(裏) (略)													
別紙										別紙													
施設の概要										施設の概要													
1 海水浴場又はその他の遊泳場関係										1 海水浴場又はその他の遊泳場関係													
規	附属地(砂浜)	間口	m・奥行き		m・面積		m ²			規	附属地(砂浜)	間口	m・奥行き		m・面積		m ²						
	遊泳区域	間口	m・奥行き		m・水深		m				模	遊泳区域	間口	m・奥行き		m・水深		m					
	ボート等専用出入区域	箇所	間	口	m							模	ボート等専用出入区域	箇所	間	口	m						
危険水域	有()箇所)・無									施			危険水域	有()箇所)・無									
掲示板	箇所	ボート等専用出入区域の表示	掲示板・標旗・その他()								施		掲示板	箇所	ボート等専用出入区域の表示	掲示板・標旗・その他()							
遊泳区域の区画	標旗・浮き・ロープ(間隔 m・色)											設	遊泳区域の区画	標旗・浮き・ロープ(間隔 m・色)									
附属地(砂浜)の区域の区画	標旗・杭・看板・その他()									設			附属地(砂浜)の区域の区画	標旗・杭・看板・その他()									
管理事務所	箇所	m ²		救護所	箇所		m ²				等		管理事務所	箇所	m ²		救護所	箇所		m ²			
案内所	独立・管理事務所を兼ねる()箇所) m ²											等	案内所	独立・管理事務所を兼ねる()箇所) m ²									
監視所	箇所	m ² ・高さ m		監視塔	基・高さ m					等			監視所	箇所	m ² ・高さ m		監視塔	基・高さ m					
監視船	隻(うち救命ボートを兼ねるもの 隻)										等		監視船	隻(うち救命ボートを兼ねるもの 隻)									
放送設備	箇所・スピーカー 個(携帯マイク 個)											等	放送設備	箇所・スピーカー 個(携帯マイク 個)									
シャワー設備	箇所・蛇口 個・男女別(有・無)									等			シャワー設備	箇所・蛇口 個・男女別(有・無)									
	使用水	上水道・井戸水・その他()									等			使用水	上水道・井戸水・その他()								
救命器具等	人工そ生器救命ボート	個・救命浮き輪 隻		個(有・無)		その他()						等	救命器具等	人工そ生器救命ボート	個・救命浮き輪 隻		個(有・無)		その他()				
監視人	人		救護人		人								等	監視人	人		救護人		人				
便所		設置箇所	便槽の材質	大便器	小便器	流水式手洗設備				等	便所				設置箇所	便槽の材質	大便器	小便器	流水式手洗設備				
	男	箇所		個	個	個						男		箇所		個	個	個					
	女	箇所		個	個	個							女	箇所		個	個	個					
	共用	箇所		個	個	個				等	ごみ容器等	ごみ容器 個・その他()											
ごみ容器	個										等	医療機関との連絡先											
医療機関との連絡先												等	医療機関との連絡先										

新

2 更衣休憩所関係

面 積								㎡
設 備 等	遵守事項の表示							箇所
	衣類等保管設備	棚・戸棚・ロッカー・その他 ()						
	シャワー設備 (温浴施設)の 使用水	上水道・井戸水・その他 ()						
	シャワー設備	箇所 (男子用)		箇所・女子用		箇所)		
	ごみ容器	個						
	便 所	有		設置箇所	便槽の材質	大便器	小便器	流水式 手洗設備
			男	箇所		個	個	個
			女	箇所		個		個
			共用	箇所		個		個
	無							
温 浴 施 設	有		温浴シャ ワー設備	湯 栓	貯湯設備	洗い場の材質		
		男	箇所	箇所	箇所			
		女	箇所	箇所	箇所			
		無						
更 衣 室	箇所 (男子用)		箇所・女子用		箇所)			

旧

2 更衣休憩所関係

面 積								㎡
設 備 等	遵守事項の表示							箇所
	衣類等保管設備	棚・戸棚・ロッカー・その他 ()						
	シャワー設備 (温浴施設)の 使用水	上水道・井戸水・その他 ()						
	シャワー設備	箇所 (男子用)		箇所・女子用		箇所)		
	ごみ容器等	ごみ容器 個・その他 ()						
	便 所	有		設置箇所	便槽の材質	大便器	小便器	流水式 手洗設備
			男	箇所		個	個	個
			女	箇所		個		個
			無					
	温 浴 施 設	有		温浴シャ ワー設備	湯 栓	貯湯設備	洗い場の材質	
男			箇所	箇所	箇所			
女			箇所	箇所	箇所			
無								
更 衣 室	箇所 (男子用)		箇所・女子用		箇所)			

新

第3号様式(表)・(裏) (略)

別紙

施設の概要

管理責任者の住所及び氏名			料 金	有料・無料		
監視人の数	人	水質検査の計画	月	回		
利用対象	一般・子供・その他()	屋内・屋外の別	屋 内・屋 外			
貯	形 式	四角形・円形・飛び込み専用・その他()				
	貯水槽等の材質	貯 水 槽	コンクリート・タイル・その他()			
水	水深の明示	箇所				
		給水方法	落とし・込み式	換水方法	オーバーフロー式・循環式	
槽	貯水槽専用水量器等	箇所	排水口等の設備	金網・鉄格子・金具・その他()		
	消毒設備					
等	消毒薬	薬品保管設備	有 ・ 無			
	貯水槽内の水の浄化設備	ろ過機(砂状ろ過機・けい藻土ろ過機・カートリッジろ過機)	循環量	m ³ /h		
附	オーバーフロー水	再利用(有・無)	浄化設備(別系統・貯水槽と共用)			
	監視設備	監視台(台・その他())	救命器具			
帯	更衣室	男	m ² ロッカー 個	女	m ² ロッカー 個	
	採暖室	有(m ²)・無	採暖槽	有(箇所)・無		
施	遊戯施設	有(m ²)・無	観覧席	有(席)・無		
	シャワー設備	水泳前使用 箇所		水泳後使用 箇所		
設	便 所	設置箇所	床の材質	大便器	小便器	流水式手洗設備
		男	箇所		個	個
等	洗面設備	箇所	洗眼設備	箇所		
	水飲み場	箇所	清掃用水栓	箇所		
等	照明設備	有・無	換気設備	有(空調・換気扇)・無		
	ごみ容器	個				

旧

第3号様式(表)・(裏) (略)

別紙

施設の概要

管理責任者の住所及び氏名			料 金	有料・無料		
監視人の数	人	水質検査の計画	月	回		
利用対象	一般・子供・その他()	屋内・屋外の別	屋 内・屋 外			
貯	形 式	四角形・円形・飛び込み専用・その他()				
	貯水槽等の材質	貯 水 槽	コンクリート・タイル・その他()			
水	水深の明示	箇所				
		給水方法	落とし・込み式	換水方法	オーバーフロー式・循環式	
槽	貯水槽専用水量器等	箇所	排水口等の設備	金網・鉄格子・金具・その他()		
	消毒設備					
等	消毒薬	薬品保管設備	有 ・ 無			
	貯水槽内の水の浄化設備	ろ過機(砂状ろ過機・けい藻土ろ過機・カートリッジろ過機)	循環量	m ³ /h		
附	オーバーフロー水	再利用(有・無)	浄化設備(別系統・貯水槽と共用)			
	監視設備	監視台(台・その他())	救命器具			
帯	更衣室	男	m ² ロッカー 個	女	m ² ロッカー 個	
	採暖室	有(m ²)・無	採暖槽	有(箇所)・無		
施	遊戯施設	有(m ²)・無	観覧席	有(席)・無		
	足洗い場	箇所	腰洗い槽	箇所		
設	シャワー設備	水泳前使用 箇所		水泳後使用 箇所		
	便 所	設置箇所	床の材質	大便器	小便器	流水式手洗設備
男		箇所		個	個	個
等	洗面設備	箇所	洗眼設備	箇所		
	水飲み場	箇所	清掃用水栓	箇所		
等	照明設備	有・無	換気設備	有(空調・換気扇)・無		
	ごみ容器	個				